

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例(令和7年広島市条例第36号。以下「条例」という。)及び広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則(令和7年広島市規則第49号。以下「規則」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例によるものとする。

- 2 条例第8条第2号の「人家」とは、人が居住するための家屋をいい、建築中の家屋及び空家(廃屋を除く。)を含むものとする。
- 3 条例第8条第2号の「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
- 4 条例第8条第2号の「保育所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。
- 5 条例第8条第2号の「病院」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所であって入院施設を有するもの及び同法第2条第1項に規定する助産所であって入所施設を有するものをいう。
- 6 条例第8条第2号の「老人福祉施設」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、同条第7項に規定する複合型サービス福祉事業を行う施設、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院をいう。
- 7 この要領において「住民等」とは、墓地から100メートル以内、納骨堂から50メートル以内又は火葬施設から200メートル以内の距離にある人家の所有者及び学校、保育所、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設の長をいう。

(距離の起点等)

第3条 条例第2条第7号イ、条例第8条第2号、前条第7項及び第10条第1号に規定する距離については、墓地にあつてはその区域の境界から、納骨堂及び火葬施設にあつてはその施設の境界からの水平距離とする。

(標識の様式)

第4条 条例第5条第1項に規定する標識の様式は、第1号様式とする。

(標識設置の届出書の様式)

第5条 規則第2条に規定する届出書の様式は、第2号様式とする。

(説明会開催等の報告書の様式及び添付書類)

第6条 規則第3条第4項に規定する報告書の様式は、第3号様式とする。

2 規則第3条第4項第4号に規定する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

(1) 近隣関係者一覧表

(2) ペット霊園に係る土地に隣接する土地に係る公図の写し

(許可申請書の様式及び添付書類)

第7条 規則第4条に規定する申請書の様式は、第4号様式とする。

2 規則第4条に規定する書類は、別表1に掲げるものとし、同表に掲げる内容を満たすものとする。

(許可証の様式)

第8条 条例第7条第4項に規定する許可証の様式は、第5号様式とする。

(条例第8条第2号ただし書の規定の適用)

第9条 条例第8条第2号ただし書の規定は、申請者が、住民等(許可を要する変更しようとする場合にあっては、当該許可を要する変更に係る部分についての者に限る。)から、ペット霊園の設置又は変更についての同意書を取得し、当該同意書を許可申請書の添付書類として市長に提出したときで、市長が土地の状況その他の諸条件を十分に勘案し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めた場合に適用することができる。

2 前項に規定する同意書の様式は、第6号様式とする。

(条例第9条第3号アに係る同条ただし書の規定の適用)

第10条 墓地を有するペット霊園において、ペットの死体を埋葬しようする場合は、次に掲げる措置が講じられているときで、市長が土地の状況その他の諸条件を十分に勘案し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めた場合に、条例第9条ただし書の規定を適用することにより同条第3号アの規定を適用しないことができる。

(1) 人家又は学校、保育所、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設から墓地まで、100メートル以上の距離を保つこと。

(2) 飲用水を汚染するおそれがない場所に墓地を設置するとともに、当該墓地にペットの死体を埋葬しようとする者が、飲用水の汚染その他の公衆衛生上の支障がないことを示す書類を市長に提出すること。

2 前項の規定により条例第9条ただし書の規定の適用を受けて墓地にペットの死体を埋葬する設置者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) ペットの死体を埋葬するときは、地表からペットの死体の上部まで、原則として1メートル以上の深さを保つこと。

(2) 埋葬したペットの死体の発掘を行うときは、ペットの死体の防臭措置を講ずるとともに、発掘場所を消毒すること。

(塀等の高さの基準)

第11条 条例第9条第2号に規定する美観を呈する塀又は密植した樹木の垣等の高さは、原則として1.5メートル以上とする。

(工事完了の届出書の様式及び添付書類)

第12条 規則第5条に規定する届出書の様式は、第7号様式とする。

2 規則第5条に規定する書類には、他の法令等により許可、認可等を受けている場合にあつては、これを証する書類(規則第4条の規定により同条第9号に規定する書類として添付したものを除く。)を含むものとする。

(検査済証の様式)

第13条 条例第10条第2項に規定する検査済証の様式は、第8号様式とする。

(地位承継の届出書の様式及び添付書類)

第14条 条例第12条第3項に規定する届出書の様式は、第9号様式とする。

2 条例第12条第3項に規定する書類は、次に掲げる書類とし、その内容については別表1に準ずるものとする。

(1) 地位を承継した者が、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類並びに相続人と被相続人の続柄を証する戸籍謄本(相続があつた場合に限る。)

(2) 届出に係る土地及び建物の登記事項証明書

(3) 火葬施設を有する場合において、当該火葬施設に係る土地又は建物の所有権が地位を承継した者以外の者にあるときは、地位を承継した者が当該土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類及び当該所有権を有する者の印鑑証明書

(4) その他譲渡又は相続、合併若しくは分割により地位を承継した事実が確認できる書類

(変更の届出書の様式及び添付書類)

第15条 規則第6条に規定する届出書の様式は、第10号様式とする。

2 規則第6条に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める掲げる書類とし、その内容については別表1に準ずるものとする。

(1) 設置者の氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更 法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合

にあつては住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

- (2) 墓地、納骨堂若しくは火葬施設の面積の縮小、その他の面積の拡張若しくは縮小、施設の構造設備又は附帯施設等の変更 変更前後の内容が確認できる図面等
- (3) 維持管理の方法の変更 変更前後の維持管理の方法を記載した書類
(廃止の届出書の様式)

第16条 条例第14条第1項に規定する届出書の様式は、第11号様式とする。
(身分証明書の様式)

第17条 条例第15条第2項に規定する証明書の様式は、第12号様式とする。
(関係機関との連携等)

第18条 条例及び規則の施行に当たっては、他の法令等と関連のある事項について、関係機関は相互に連携し、ペット霊園に係る必要な情報の共有を図るものとする。

- 2 市長は、条例第7条第1項の規定による申請があつたときは、別表2に掲げる者の意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。
(既設ペット霊園の届出書の様式及び添付書類)
- 2 規則附則第2項において読み替えて準用する規則第4条に規定する届出書の様式は、第13号様式とする。
- 3 規則附則第2項において読み替えて準用する規則第4条に規定する書類は、別表3に掲げる内容を満たすものとする。
- 4 既存設置者は、条例附則第6項に規定する更新をしようとするときは、更新後の墓地等が条例第9条に規定する基準に適合するかどうかについて事前に市長と協議を行うものとする。

別表 1 (要領第 7 条関係)

	書類	内容
1	申請者が、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し等	原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
2	申請に係る土地及び建物の登記事項証明書	原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
3	火葬施設を有する場合において、当該火葬施設に係る土地又は建物の所有権が申請者以外の者にあるときは、申請者が当該土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類及び当該所有権を有する者の印鑑証明書	権原を有することを証する書類には、土地又は建物の所在地、ペット霊園として使用することを承諾する旨等が記載されていること。
		権原を有することを証する書類の印影が印鑑証明書と同一であること。
		印鑑証明書は、原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
4	申請に係る土地の公図の写し	ペット霊園の区域が朱色で区分されていること。
5	ペット霊園の付近見取図	ペット霊園の区域が朱色で区分され、周辺（300メートル以内）の主要な公共施設、主要道路等からの位置が明確であり、方位・縮尺が記載されていること。
6	ペット霊園の平面図	ペット霊園の区域及び区域内の施設の配置が明示されていること。
		墓地、納骨堂又は火葬施設に係る建物の各階の平面図が示されていること。
		ペット霊園の区域の面積が明示されていること。
		墓地にあっては、面積及び区画数が明示されていること。
		納骨堂にあっては、面積及び壇数が明示されていること。
		火葬施設にあっては、面積及び炉数が明示されていること。
		条例第 9 条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。
7	ペット霊園の立面図	ペット霊園の外観のほか、墓地、納骨堂又は火葬施設に係る建物の外観が分かる図等が示されていること。
		条例第 9 条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。
8	納骨堂又は火葬施設を有する場合は、その構造及び仕様の概要書	条例第 9 条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。
		火葬設備を有する車両を使用する場合は、当該車両の自動車検査証の写しが含まれること。
9	その他市長が必要と認める書類	
	9-1	ペット霊園の周辺の人家又は学校、保育所、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設の立地状況を示す図面
	9-2	他の法令等に関する対応状況を示す書類及び他の法令等により許可、認可等を受けている場合にあっては、これを証する書類
		9-1 及び 9-2 に掲げる書類を含むこと。
		1/2, 500 以上の地図に、ペット霊園及び墓地、納骨堂又は火葬施設のそれぞれの区域を明示し、方位・縮尺・人家等を記載の上、墓地から 100メートル、納骨堂から 50メートル及び火葬施設から 200メートルの範囲を示す線が記載されていること。
		化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令に関する対応状況が示されていること（手続き中又は手続き不要の場合においても、その旨を記載していること。）。

別表 2 (要領第 18 条関係)

1	市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当課長
2	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
3	健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導・指定担当課長
4	健康福祉局保健部環境衛生課長
5	健康福祉局保健部環境衛生課医務・薬務担当課長
6	動物愛護センター所長
7	こども未来局幼保給付課長
8	環境局環境保全課長
9	環境局業務部業務第一課指導担当課長
10	環境局業務部産業廃棄物指導課長
11	経済観光局農林水産部農林整備課長
12	都市整備局都市計画課長
13	都市整備局都市計画課都市デザイン担当課長
14	都市整備局西風新都整備部西風新都整備担当課長 (ペット霊園の所在地が西風新都地区及びその周辺の場合。)
15	都市整備局緑化推進部公園整備課長
16	都市整備局指導部建築指導課長
17	都市整備局指導部宅地開発指導課長
18	道路交通局道路部道路計画課長
19	消防局予防部指導課長
20	教育委員会学校教育部健康教育課学校安全対策担当課長
21	農業委員会事務局次長
【中区、東区、南区及び西区について】	
22	市民部区政調整課長
23	建設部維持管理課長
24	建設部建築課長
25	建設部地域整備課長
【安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区について】	
26	市民部区政調整課長
27	農林建設部維持管理課長
28	農林建設部農林課長
29	農林建設部建築課長
30	農林建設部地域整備課長

別表 3 (要領附則第 3 項関係)

	書類	内容
1	既存事業者が、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し等	原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
2	届出に係る土地及び建物の登記事項証明書	原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
3	届出に係る土地又は建物の所有権が既存事業者以外の者にあるときは、既存事業者が当該土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類及び当該所有権を有する者の印鑑証明書	権原を有することを証する書類には、土地又は建物の所在地、ペット霊園として使用することを承諾する旨等が記載されていること。
		権原を有することを証する書類の印影が印鑑証明書と同一であること。
		印鑑証明書は、原則として提出前 3 か月以内の日付であること。
4	届出に係る土地の公図の写し	ペット霊園の区域が朱色で区分されていること。
5	ペット霊園の付近見取図	ペット霊園の区域が朱色で区分され、周辺 (300メートル以内) の主要な公共施設、主要道路等からの位置が明確であり、方位・縮尺が記載されていること。
6	ペット霊園の平面図	ペット霊園の区域及び区域内の施設の配置が明示されていること。
		墓地、納骨堂又は火葬施設に係る建物の各階の平面図が示されていること。
		ペット霊園の区域の面積が明示されていること。
		墓地にあつては、面積及び区画数が明示されていること。
		納骨堂にあつては、面積及び壇数が明示されていること。
		火葬施設にあつては、面積及び炉数が明示されていること。
7	ペット霊園の立面図	条例第 9 条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること (ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。)
		条例第 9 条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること (ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。)
8	納骨堂又は火葬施設を有する場合は、その構造及び仕様の概要書	条例第 9 条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること (ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。)
		火葬設備を有する車両を使用する場合は、当該車両の自動車検査証の写しが含まれること。

(第1号様式)

ペット霊園の（設置・変更）計画のお知らせ		
事業者	氏名	
	住所	
	連絡先	
ペット霊園の（設置・変更）計画	名称	
	所在地	
	面積	m^2 （変更前： m^2 ） （内訳）墓地の面積： m^2 （変更前： m^2 ） 納骨堂の面積： m^2 （変更前： m^2 ） 火葬施設の面積： m^2 （変更前： m^2 ） その他の面積： m^2 （変更前： m^2 ）
	墓地の区画数	区画（変更前：区画）
	納骨堂の壇数	壇（変更前：壇）
	火葬施設の炉数	炉（変更前：炉）
	標識の設置年月日	年 月 日
この標識は、広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。		

(注) 標識の大きさは縦横0.9m四方以上とすること。

(第2号様式)

標識設置届

年 月 日

広島市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	ペット霊園の名称
2	ペット霊園の所在地
3	標識設置年月日 年 月 日
4	備考

- (添付書類) 1 標識を設置した場所を明示した図面
2 標識の設置の状況及び記載内容が確認できる写真

(第3号様式)

説明会開催等状況報告書

年 月 日

広島市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1	ペット霊園の名称
2	ペット霊園の所在地
3	説明会開催等の周知方法
4	説明会開催等の概要
	(1) 日時
	(2) 場所
	(3) 出席者 説明者側 名、近隣関係者側 名
	(4) 説明内容
5	備考

(注) 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

- (添付書類)
- 1 ペット霊園に係る土地に隣接する土地及び条例第2条第7号イの建物の位置を明らかにする図面
 - 2 説明会又は規則第3条第2項に規定する方法による説明を行った際の配布資料
 - 3 説明会を行った場合にあってはその議事録、規則第3条第2項に規定する方法による説明を行った場合にあってはその結果の報告書
 - 4 その他市長が必要と認める書類
(近隣関係者一覧表、ペット霊園に係る土地に隣接する土地の公図の写し)

(第4号様式)

ペット霊園設置等許可申請書

年 月 日

広島市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 ペット霊園の名称	
2 ペット霊園の所在地	
3 ペット霊園の内容	
(1) ペット霊園の区域の面積 m ² (変更前: m ²) (内訳) 墓地の面積 : m ² (変更前: m ²) 納骨堂の面積 : m ² (変更前: m ²) 火葬施設の面積 : m ² (変更前: m ²) その他の面積 : m ² (変更前: m ²)	
(2) 墓地の区画数 区画 (変更前: 区画)	
(3) 納骨堂の壇数 壇 (変更前: 壇)	
(4) 火葬施設の炉数 炉 (変更前: 炉)	
4 維持管理の方法 別紙のとおり。	5 工事着手予定年月日 年 月 日
6 工事完了予定年月日 年 月 日	7 使用開始予定年月日 年 月 日
8 備考	

(注1) 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

(注2) 墓地を有する場合にあっては、備考欄にペットの死体の埋葬の有無を記載すること。

維持管理の方法

1 清掃に関する事項
(1) 日常清掃の内容
(2) 定期清掃の内容
2 点検に関する事項 (火葬施設を除く。)
(1) 日常点検の内容
(2) 定期点検の内容
3 火葬施設に関する事項
(1) 日常点検の内容
(2) 定期点検の内容
(3) 運転計画 (予定火葬量)
4 残骨灰に関する事項
(1) 保管方法
(2) 処理方法
5 廃棄物に関する事項
(1) 保管方法
(2) 処理方法
6 維持管理の委託に関する事項
(1) 委託の内容
(2) 委託業者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
7 備考

(注) 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

(第5号様式)

広 第 号
年 月 日

許 可 証

様

広島市長 印

年 月 日付けで申請のありましたペット霊園の設置等については、広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり許可します。

1 ペット霊園の名称
2 ペット霊園の所在地
3 ペット霊園の内容
(1) ペット霊園の区域の面積 m ² (内訳) 墓地の面積 : m ² 納骨堂の面積 : m ² 火葬施設の面積 : m ² その他の面積 : m ²
(2) 墓地の区画数 区画
(3) 納骨堂の壇数 壇
(4) 火葬施設の炉数 炉
4 許可の条件
5 備考

(第7号様式)

工事完了届

年 月 日

広島市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	ペット霊園の名称
2	ペット霊園の所在地
3	許可指令年月日 年 月 日
4	許可指令番号 広 第 号
5	工事完了年月日 年 月 日
6	備考

(注) 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

(添付書類) 市長が必要と認める書類

- (・ 他の法令等により許可、認可等を受けている場合にあつては、これを証する書類)
(許可申請書に添付したものを除く。)

(第8号様式)

広 第 号
年 月 日

様

広島市長 印

検 査 済 証

年 月 日付けで工事完了の届出があったペット霊園の設置等に係る工事については、検査の結果、広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条に規定する基準に適合していると認められるので、同条例第10条第2項の規定により、検査済証を交付します。

1	ペット霊園の名称
2	ペット霊園の所在地
3	許可指令年月日 年 月 日
4	許可指令番号 広 第 号
5	ペット霊園の内容
(1)	ペット霊園の区域の面積 m ² (内訳) 墓地の面積 : m ² 納骨堂の面積 : m ² 火葬施設の面積 : m ² その他の面積 : m ²
(2)	墓地の区画数 区画
(3)	納骨堂の壇数 壇
(4)	火葬施設の炉数 炉
6	備考

(第9号様式)

承継届

年 月 日

広島市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	ペット霊園の名称
2	ペット霊園の所在地
3	許可指令年月日 年 月 日
4	許可指令番号 広 第 号
5	被承継者 (1) 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地) (2) 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
6	承継年月日 年 月 日
7	承継区分 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割
8	備考

(注) 1 該当する項目の□にレ印を記入すること。

2 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

(添付書類) 地位を承継した事実を証する書類

- (1) 地位を承継した者が、法人にあっては法人の登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し等及び戸籍謄本 (相続の場合に限る。)
- (2) 届出に係る土地及び建物の登記事項証明書
- (3) 火葬施設を有する場合において、当該火葬施設に係る土地又は建物の所有権が地位を承継した者以外の者にあるときは、地位を承継した者が当該土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類及び当該所有権を有する者の印鑑証明書
- (4) その他譲渡又は相続、合併若しくは分割により地位を承継した事実が確認できる書類

(第10号様式)

変更届

年 月 日

広島市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	ペット霊園の名称
2	ペット霊園の所在地
3	許可指令年月日 年 月 日
4	許可指令番号 広 第 号
5	変更年月日 年 月 日
6	変更内容
7	備考

(注) 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

(添付書類) 変更の内容を明らかにするために必要な書類

- (1) 設置者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更の場合：法人にあっては法人の登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し等
- (2) 墓地、納骨堂若しくは火葬施設の面積の縮小、その他の面積の拡張若しくは縮小、施設の構造設備又は附帯施設等の変更の場合：変更前後の内容が確認できる図面等
- (3) 維持管理の方法の変更の場合：変更前後の維持管理の方法を記載した書類

(第11号様式)

廃止届

年 月 日

広島市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	ペット霊園の名称
2	ペット霊園の所在地
3	許可指令年月日 年 月 日
4	許可指令番号 広 第 号
5	廃止予定年月日 年 月 日
6	廃止理由
7	ペットの死体又はペットの焼骨の取扱い
8	その他廃止に伴う措置
9	備考

(注) 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

(第1面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
都道府県知事(市町村長・区長)	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(第13号様式)

既設ペット霊園届出書

年 月 日

広島市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例附則第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 ペット霊園の名称
2 ペット霊園の所在地
3 ペット霊園の内容
(1) ペット霊園の区域の面積 m ² (内訳) 墓地の面積 : m ² 納骨堂の面積 : m ² 火葬施設の面積 : m ² その他の面積 : m ²
(2) 墓地の区画数 区画
(3) 納骨堂の壇数 壇
(4) 火葬施設の炉数 炉
4 維持管理の方法 別紙のとおり。
5 備考

(注1) 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

(注2) 墓地を有する場合にあっては、備考欄にペットの死体の埋葬の有無を記載すること。

維持管理の方法

1 清掃に関する事項
(1) 日常清掃の内容
(2) 定期清掃の内容
2 点検に関する事項 (火葬施設を除く。)
(1) 日常点検の内容
(2) 定期点検の内容
3 火葬施設に関する事項
(1) 日常点検の内容
(2) 定期点検の内容
(3) 運転計画 (予定火葬量)
4 残骨灰に関する事項
(1) 保管方法
(2) 処理方法
5 廃棄物に関する事項
(1) 保管方法
(2) 処理方法
6 維持管理の委託に関する事項
(1) 委託の内容
(2) 委託業者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
7 備考

(注) 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。

(参考様式) (別表1の9-2関係)

関係法令の対応報告書

	法令名	対応状況	備考
1	化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
2	消防法 (昭和23年法律第186号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
3	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
4	文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
5	森林法 (昭和26年法律第249号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
6	農地法 (昭和27年法律第229号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
7	宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
8	悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
9	大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
10	都市計画法 (昭和43年法律第100号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	
12	その他関係法令 (法令名：)	<input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> 手続予定 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続済	

- (注) 1 該当する手続きがある場合は、備考欄に手続き名を記載すること。
2 記載事項を枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付すること。
3 掲載した法令のほかに該当するものがあれば、「12 その他関係法令」に記入すること。